

計画書

陸前高田都市計画土地区画整理事業の変更（陸前高田市決定）

陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業					
面 積	約 1 2 4 . 4 ha					
公共施設の配置	道路	種 別	名 称	幅 員	延 長	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・3・1 田の浜松峰線	22.0m	約 710m	
			3・6・4 三本松相川線	11.5m	約 1,520m	
			3・4・5 町森の前線	17.0m	約 80m	
津波災害等に対する安全性と市街地の利便性を高めるため、内陸部への避難路にもなる三本松相川線や、高田地区との連絡を図るための町森の前線を整備するとともに、市街地形成に資する道路や高台地域への避難道路を適切に配置し、健全かつ機能的な市街地の形成を図る。 また、区画道路を土地利用や街区構成等を考慮しつつ適正に配置する。						
公園及び緑地	公園及び緑地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。		
		広域公園	9・6・1 高田松原津波復興祈念公園			
		公園及び緑地については、住民の憩いやレクリエーション、災害時の避難に資する空間として、周辺環境や景観に配慮し適宜配置する。				
宅地の整備	<p>1. 土地利用について 被災者の速やかな生活再建のため、津波災害等の危険性のない高台地域に住宅を中心に宅地の整備を図る。あわせて山側の低地部をかさ上げすることにより、安全かつ災害発生時の円滑な避難も可能な市街地を形成し、住宅や商業、業務、公益施設などの土地利用を図る。また、かさ上げを行わない低地部については、適切な土地利用計画の誘導を図る。</p> <p>2. 街区の規模について 住宅地は被災した住宅等の規模も勘案するとともに、被災前の規模や立地需要なども考慮し、適切な街区規模を設定する。</p> <p>3. 宅地の整備について 本事業においては、学校などの公益施設や宅地の整備を図る。</p>					

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた本地区では、平成 25 年 2 月 26 日に、都市計画道路をはじめとする公共施設や宅地利用計画の具体化、住民意向調査結果などを踏まえ、新たに高台地域を整備するとともに低地部のかさ上げ等を行い安全かつ良好な環境を有する一体的な市街地を形成する区域（124.3ha）の都市計画決定を行ったところである。

その後、公共施設の詳細設計の確定に伴い、本事業の整備に必要な区域を確保するため、本案の通り変更するものとする。